

「神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業」業務要求水準書に関する質問回答書

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
1	業務要求水準書	3	第1	3	(5)	道路交通法改正時の対応	道交法改正に対応した設計変更にかかる費用増等のリスクについては、実施方針資料3の責任分担表に基づき、建設途中及び供用開始後の維持管理運営期間を通じて、すべて貴県負担という理解でよろしいでしょうか。	道交法改正時において、個別に判断します。
2	業務要求水準書	5	第2	1	(2)	施設の立地条件	「第一事業用地の敷地面積には日本赤十字社施設の敷地面積は含まない」とありますが、業務要求水準(案)の時と同じ敷地面積になっています。敷地面積は約27,530㎡で宜しいでしょうか。	第一事業用地の敷地面積は、日本赤十字社施設の敷地面積500㎡を除き、約27,530㎡です。
3	業務要求水準書	6	第2	2	(1)	来場者数	平成27年度以降の免許保持者、来場者の推計をお教え下さい。	来場者の推計結果についてはありません。各年により更新者数が異なりますが、ほぼ横ばいで推移すると想定されます。
4	業務要求水準書	6	第2	2	(2)	食堂等利用状況	過去3年の売上・利用者実績をお教え下さい。	平成25年11月23日に開催した現地説明会にて配布した資料がございます。必要があれば、運転免許試験場にて資料を提供いたしますので、ご連絡ください。
5	業務要求水準書	6	第2	2	(3)	職員数	平成27年度以降、職員数の変動は御座いますか？	定期異動により、少数の人数の変動と男女の比率が変更となる場合がありますが、概ね資料に示したとおりで結構です。
6	業務要求水準書	6	第2	3	表1	整備対象施設の概要	「待合棟 延床面積2200㎡以下」とありますが、p.23(エ)での「待合棟、車庫棟及び発着場で2200㎡以下とし、」の条件を満足させた上でという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	業務要求水準書	7	第2	4	(2)	神奈川県立がんセンター特定事業との関連	「引渡し予定地」の引渡条件(どのような状態)をお示し下さい。	がんセンターとの協議では現状有姿での引渡しとなっており、地上の工作物等は撤去したうえで引渡すこととしてください。
8	業務要求水準書	7	第2	4	(2)	神奈川県立がんセンター特定事業との関連	がんセンターへ引渡す第二事業用地の一部敷地は、引渡し時は更地化となっておりますが、既存の埋設排水管について撤去の必要がありますか。	既存の埋設排水管については、撤去の必要がありません。
9	業務要求水準書	8	第2	4	(4)	ア(ア) 共通	第1、第二事業用地連絡通路の設置の際、電柱等との支障が発生した場合、協議期間並びに協議費用、移設費等は本事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	業務範囲に含めます。
10	業務要求水準書	8	第2	4	(4)	イ 第一事業用地	薬草園について資料2「現況図」参照とありますが、規模や樹種などが読み取れません。詳細をお教え願いますでしょうか。	薬草園の規模については、約1,400㎡です。樹木は、サクラ・イチョウ・クス等があります。
11	業務要求水準書	8	第2	4	(4)	イ 第一事業用地	元衛生研究所跡地の一部で封じ込め対策を行っているようですが、封じ込めの方法についてご教授願います。	アスファルト舗装にて封じ込めています。
12	業務要求水準書	8	第2	4	(4)	イ 第一事業用地	薬草園について事業期間(設計期間を除く)を通じて維持管理を実施することとありますが、本棟建設工事期間中も含むという理解でよろしいでしょうか。維持管理の方法については水撒き程度と考えてよろしいでしょうか。	薬草園の部分については、緑地帯として整備することとしますが、整備前後にて刈り込み、枯れ枝の除去、樹木の手入れ等を行うこととなります。また、敷地外に越境した草木の除草についても行うこととなります。
13	業務要求水準書	8	第2	4	(4)	イ 第一事業用地	薬草園の一部については、東京電力株式会社に対する地役権が設定されていることに留意するとありますが、書類提出、手続き等の具体的な制約は何かありますでしょうか。	地役権建造物は築造不可能になっていますが、工作物や植栽等を整備する場合には、東京電力と別途協議が必要です。
14	業務要求水準書	9	第2	4	(4)	ウ 第二事業用地	第一事業用地に隣接して約500㎡の用地に日本赤十字社が独自に整備する事業の具体的な工程・計画等をご教授願います。	工程・計画については、現在調整中です。
15	業務要求水準書	11	第3	1	(2)	イ(キ) 防災機能の確保	「一時避難場所として技能試験コース上のスペースを活用」とありますが、整備するべき設備等はありませんでしょうか。	提案によりませんが、整備を行う場合には、技能試験コースに支障がないようにしてください。
16	業務要求水準書	12	第3	1	(4)	イ 事前調査業務	計画地周辺において電波障害が生じた場合、対策工事等の費用については、貴県の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	業務要求水準書	18	第3	1	(6)	ア(イ) インフラ設備との接続 下水	第一事業用地北西側に既設汚水桝がありますが、日本赤十字社献血ルーム敷地内となっております。北側への汚水排水先として既設汚水桝を利用して宜しいでしょうか。	利用できないとお考え下さい。
18	業務要求水準書	22	第3	1	(6)	エ 表4 現施設における業務の種類・使用施設及び来場者の流れ	試験業務・免許更新業務等の「申請書の受領」は総合案内窓口で行うと考えてよろしいでしょうか。また申請書受領後証紙購入までの間に申請書への記載や、免許書のコピーなどを行いますか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、申請書の受領とは、基本的に免許書のコピーをして配布することとなります。
19	業務要求水準書	23	第3	1	(6)	エ(エ) 施設の延床面積	「既存施設と合わせ、延床面積を3000㎡以下とすること」とありますが、既存施設の延べ床面積をご教示下さい。	最終的に残る、既存施設の延床面積の合計は、636.39㎡です。
20	業務要求水準書	25	第3	1	(6)	カ(ア) 一般事項	免許計算機械室内の機器は、PFI事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	業務要求水準書	26	第3	1	(6)	カ(ア) 一般事項	運転免許関係電算機器の必要電源種別はすべて1φ100Vでよろしいでしょうか。また回路数(20A回路)をご教示いただけないでしょうか。	電源種別は1φ100V及び1φ200Vとします。回路数は設置する機器により異なりますが、20回路前後と想定されます。
22	業務要求水準書	26	第3	1	(6)	カ(イ)b 自家発電設備	自家発電設備用の燃料(重油等)は、県の負担という理解でよろしいでしょうか。	燃料については、引渡し時は事業者の負担で満タンにし、運営期間中は県の負担とします。
23	業務要求水準書	26	第3	1	(6)	カ(イ)b 自家発電設備	既存の燃料タンクの設置場所、容量をご教示いただけないでしょうか。	設置場所は、第二事業用地内の現在の給油所であり、容量は、軽油で3Kです。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
24	業務要求水準書	26	第3	1	(6)	カ (イ) b 自家用発電設備	既存の燃料タンクの燃料はA重油という理解でよろしいでしょうか。	車両用の軽油となります。
25	業務要求水準書	26	第3	1	(6)	カ (イ) b 自家用発電設備	既存のオイルタンクを活用するとありますが、活用せずに新設する計画とすることは提案としてよろしいでしょうか。	既存タンクとは、給油所の燃料タンクを指し、活用するとはタンク内の燃料を活用するという意味であるため、自家発電機と配管を繋ぐ必要はありません。
26	業務要求水準書	26	第3	1	(6)	カ (イ) b 自家用発電設備	既存のオイルタンクを活用するとありますが、既存オイルタンクの仕様、構造を御提示頂けますでしょうか。	業務要求水準書に関する質問回答書No. 25を参照ください。
27	業務要求水準書	26	第3	1	(6)	カ (イ) b 自家用発電設備	「既存の燃料タンクを活用」とありますが、自家発電設備に直接燃料供給する場合、位置・仕様等をご教示下さい。	業務要求水準書に関する質問回答書No. 25を参照ください。
28	業務要求水準書	26	第3	1	(6)	カ (イ) b 自家用発電機回路とする負荷	表中にスプリンクラーポンプの記載がありますが消防法にて設置要求が無い場合は設置しない考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	業務要求水準書	27	第3	1	(6)	カ (イ) b 自家用発電設備	自家用発電回路とする負荷のうちエレベーターの1台は職員用のエレベーターとの理解でよろしいでしょうか	一般用エレベーターとします。
30	業務要求水準書	27	第3	1	(6)	カ (イ) b 自家用発電設備	自家用発電回路とする負荷に既存給油所用ポンプとありますが、当該負荷のみ設置場所が第二事業用地です。第二事業用地に別途発電機を設置する計画は可能でしょうか。	不可とします。 第二事業用地に自家発電装置は設置しません。
31	業務要求水準書	27	第3	1	(6)	カ (イ) b 自家用発電設備	既存給油所用ポンプの電源仕様、電源容量をご教示いただけないでしょうか。	電源条件としては、AC100V、AC200V、50/60Hz、電圧変動：±10%、周波数変動：±5%です。 消費電力としては、動力系200V、標準吐出×2：0.8Kw、高吐出×2：19Kwです。
32	業務要求水準書	27	第3	1	(6)	カ (イ) b 自家用発電設備	下記の負荷には自家用発電回路は不要という理解でよろしいでしょうか。 ・監視カメラ ・防犯・入退室管理設備 ・電気時計 ・火災報知設備 ・放送設備	火災報知設備及び放送設備は必要です。
33	業務要求水準書	27	第3	1	(6)	カ (イ) c 静止型電源設備	停電時対策の直流電源装置から電源供給する負荷について、ご教示いただけないでしょうか。キュービクルの監視、表示電源は商用電源を使用することでよろしいでしょうか。(※28頁に「非常照明は電池内蔵型とする」との記載があります。)	停電時対策の直流電源装置からの電源供給負荷は、UPSを基本として考えています。なお、電池内蔵型ではなく、電池別置型の採用については、事業者の提案によることとします。
34	業務要求水準書	27	第3	1	(6)	カ (イ) c 静止型電源設備	UPSとCVCFは一体型という理解でよろしいでしょうか。	UPSを含んでいるCVCFであれば一体型のものを、可とします。
35	業務要求水準書	27	第3	1	(6)	カ (イ) e 雷保護設備	内部雷保護は不要との理解でよろしいでしょうか。SPDが必要な場合は設置箇所についてご提示いただけないでしょうか。	業務要求水準書に記載のJIS規格を遵守してください。 SPDについては、提案によります。
36	業務要求水準書	27	第3	1	(6)	カ (イ) f 電灯設備	照明を比較的長く使用する室は、具体的に事務室、試験・講習室、待合部分のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) f 電灯設備	太陽光発電パネルによって発電された電力は売電することなく、全量を館内での使用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) g コンセント設備	鍵付きのコンセントが必要となる共用部は、待合、ホール、廊下のみとの理解でよろしいでしょうか。	一般の来場者が単独にて利用できるエリアについては、鍵付きとします。
39	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) g コンセント設備	O/Aコンセント容量は40VA/m2という理解でよろしいでしょうか。	電算機械室等は40VA/m <sup>2</sup> とし、一般事務室は提案によります。
40	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) h 構内情報通信設備	「マルチチャイア対応とすること。」とありますが、電話用は専用ケーブル、LAN用はcat5eという理解でよろしいでしょうか。	cat5e以上であれば構いません。
41	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) h 構内情報通信設備	5社程度と想定されている通信事業者の内訳をご教示いただけないでしょうか。	現在は、NTT、KDDI、ソフトバンクの事業者と契約していますが、入札により通信事業者が決定されることから、5社程度としております。
42	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) h 構内情報通信設備	LAN用、電話用、その他弱電用等の配線は弱電共用ラックに敷設するという理解でよろしいでしょうか。	ケーブルラック等は、LAN用、電話用、その他弱電用と分けて計画することを基本としていますが、狭隘なため全てのラックを設置することが困難な場所にあつては、弱電共用ラックへ敷設しても構いません。 また、電源ケーブルと干渉しない配置計画としてください。 なお、PFI事業者が同種の配線を使用する場合には、県が使用するものとは別にラックに敷設することになります。
43	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) h 構内情報通信設備	各階に県が設置するスイッチングハブはEPS内に設置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) h 構内情報通信設備	スイッチングハブ以外でEPS内に設置する予定の機器がありましたらご教示いただけないでしょうか。	現状、特にありません。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
45	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) h	構内情報通信設備	EPS内に設置するHUBボックスについてはPFI事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) h	構内情報通信設備	県が設置するスイッチングハブのスペースを確保するとありますが、EPS内に6U程度のHUBボックスを設置するという想定で、スペースを確保すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) h	構内情報通信設備	LAN配線の成端工事はPFI事業範囲内という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) h	構内情報通信設備	LAN配線の成端工事がPFI事業範囲内である場合、現地でのLANケーブル性能測定まで行うという理解でよろしいでしょうか。	LAN配線が正常に作動することまで行い、性能測定までは必要ありません。
49	業務要求水準書	28	第3	1	(6)	カ (イ) h	構内情報通信設備	LANケーブルの色は何種類を想定すればよいかご教示いただけないでしょうか。	5種類程度の色を想定しております。
50	業務要求水準書	29	第3	1	(6)	カ (イ) i	電話設備	警察電話用のノズルプレートの設置場所をご教示いただけないでしょうか。	資料10「必要諸室及び仕様リスト」の電気設備欄の電話設備に○が付いている諸室に設置してください。
51	業務要求水準書	29	第3	1	(6)	カ (イ) j	放送設備	「本館棟の外部施設に対しても放送が聴取できる設備とする」とありますが、一般業務放送の場合、近隣への影響が懸念されます。第一事業用地では建物周囲のみ聴取可能であればよろしいでしょうか。また第二事業用地についてはコース全体に必要ななく、建物周囲のみ聴取可能であればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	業務要求水準書	29	第3	1	(6)	カ (イ) j	放送設備	来場者の呼出に用いる拡声設備は、放送アンプに取り込むシステムではなく、個別の機器・システムとしてもよろしいでしょうか。	各階（1～3階）の窓口に対応可能なシステムとします。
53	業務要求水準書	29	第3	1	(6)	カ (イ) j	放送設備	来場者の呼出に用いる拡声設備を設置する場所について、「受付・待合ロビー等」とありますが、全ての受付、待合ロビーに設置するという理解でよろしいでしょうか。また受付、待合ロビー以外の場所には不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	業務要求水準書	30	第3	1	(6)	カ (イ) l	呼出表示設備	「庶務係事務室及び保安室内にトイレ呼出し表示装置（ブザー、表示窓）がありますが、表示装置に加えてブザー付き表示灯も必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	業務要求水準書	30	第3	1	(6)	カ (イ) m	インターホン設備	エレベーターインターホンは保安室に繋がればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	業務要求水準書	30	第3	1	(6)	カ (イ) n	テレビ共同視聴設備	パンザマストに共架する他のアンテナ（警察無線等）はないという理解でよろしいでしょうか。あれば仕様をご教示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	業務要求水準書	30	第3	1	(6)	カ (イ) o	中央監視設備	中央監視設備盤、防犯設備盤等の各種設備盤は保安室内に設置しますが、システム的には個別管理としてよろしいでしょうか。	提案によります。
58	業務要求水準書	30	第3	1	(6)	カ (イ) o	中央監視設備	昇降機の監視盤が保安室に必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	業務要求水準書	30	第3	1	(6)	カ (イ) p	監視カメラ設備	「電算機械室内セキュリティールームに設置する監視カメラは、他の監視カメラと別系統」とありますが、ハードディスクのみ別であればよいという理解でよろしいでしょうか。（同一の配線を使用）	電算機械室内セキュリティールームに設置する監視カメラについては、ハードディスク及び配線は別とします。
60	業務要求水準書	30	第3	1	(6)	カ (イ) q	防犯・入退室管理設備(資料21)	資料21セキュリティの考え方で生体認証の対象をご教示いただけますでしょうか。（指or目）	提案によります。
61	業務要求水準書	31	第3	1	(6)	カ (イ) s	火災報知設備	副受信器の設置はないものとしてよろしいでしょうか。	設置してください。
62	業務要求水準書	32	第3	1	(6)	カ (ウ) c	自動制御設備	各階に設置する集中リモコンは、消し忘れを確認するためにON/OFF状態が確認出来る機能のみ有することとし、スケジュール管理機能は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	業務要求水準書	32	第3	1	(6)	カ (ウ) c	自動制御設備	「集中リモコンを各階に設置し、消し忘れを確認できるようにすること」とありますが、待合棟は本館棟と比べて小規模のため、1ヶ所にまとめて設置という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	業務要求水準書	32	第3	1	(6)	カ (ウ) d	排水設備	現施設には厨房除害施設がありませんが、今回計画施設でも同様に厨房除害施設は不要という理解でよろしいでしょうか。	厨房除外施設については、関係法令等に従い、必要に応じて設置することになります。
65	業務要求水準書	32	第3	1	(6)	カ (ウ) d	排水設備	「第二事業用地においては完成時は自然流下にて敷地北側道路内の公共下水道に放流すること。」と記載がありますが、第二事業用地の建屋内は汚水雑排水合流式という理解でよろしいでしょうか。	要求水準で示したとおり、建物内は汚水雑排水分流方式とし、屋外の排水枘にて合流させることとなります。
66	業務要求水準書	33	第3	1	(6)	カ (ウ) d	衛生器具	ウォータークーラーは第一事業用地の建屋内の各階1か所以上に設置することとし、第二事業用地への設置は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	業務要求水準書	33	第3	1	(6)	カ (ウ) e	ガス設備	「非常時における湯沸・調理等のための熱源」とはキッチン等に設置するコンロ程度という理解でよろしいでしょうか。	提案によります。
68	業務要求水準書	33	第3	1	(6)	カ (ウ) g	昇降機設備	エレベーターはストレッチャー対応不要という理解でよろしいでしょうか。	ストレッチャーが内壁に収まるかごサイズとさせていただきます。
69	業務要求水準書	33	第3	1	(6)	カ (ウ) g	昇降機設備	エレベーターのかごサイズについて、条件等があればご教示いただけないでしょうか。（運転免許関係電算機器の機器更新を想定した必要サイズ等）	15人乗りを基本とします。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
70	業務要求水準書	33	第3	1	(6)	カ(ウ)g 昇降機設備	エレベータコゴ内には、監視カメラを設置するという理解でよろしいでしょうか。	提案によります。
71	業務要求水準書	34	第3	1	(6)	キ 連絡通路(跨道橋)の計画	跨道橋の道路占有費の支払いについて建設中及び、運営中についてご教示下さい。	建設中は事業者とし、運営期間中は県といたします。
72	業務要求水準書	35	第3	1	(6)	ク(イ) 来場者駐車場	「来場者駐車場は、原則として平面駐車場とする。」とありますが、利用者の利便性を考慮して、自走式立体駐車場としたご提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	第一事業用地内の建築物は、延床面積が23,800㎡以下という条件であり、自走式立体駐車場がこの面積に含まれる場合は、本館棟の免許・試験関係業務の機能が損なわれることも予想されます。延床面積に算定されないで、構造的に安全性が担保できるものであれば、自走式立体駐車場も可とします。なお、自走式立体駐車場を整備する場合には、メンテナンスの観点からも、維持管理費等が掛からないものとしてください。
73	業務要求水準書	35	第3	1	(6)	ク(イ) 来場者駐車場	「～来場者駐車場から本館棟1階の出入口までの歩道はできる限り勾配がないようにし、～」とあり、駐車場は本館棟1階レベルに限定されるようにも読み取れます。そうではなく、来場者駐車場から本館棟出入口までの歩道をできる限り勾配がないようにできれば、その地盤レベルの設定は任意という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	業務要求水準書	36	第3	1	(6)	ク 表9 駐車場・駐輪場(第一事業用地内)	ここに記載の違反者講習用駐車場・普通車19台には資料17「保有車両一覧 第一事業用地」に記載のトヨタコンフォート19台を、マイクロバス1台には同一覧に記載の日産中型バス1台を駐車するものと思料します。また、業務用駐車場24台には同リストの前記以外の車両を駐車するものと思料しますが、前記以外の車両は合計21台です。これより、業務用駐車場は21台とすることも可能と考えてよろしいでしょうか。	保有車両台数とは関係なく、確保してもらいたい駐車スペースとして表9を示しています。なお、資料17に記載の台数と業務用駐車場との差については、障害者用と来客者用を含んで24台の駐車マスを整備するという考えです。
75	業務要求水準書	38	第3	1	(6)	ク(オ) 技能試験コース改修工事	来場者駐車場(300台程度)については、技能試験コース、待合棟・発着場の整備等終了までに整備とありますが、それまでの期間における来場者駐車場は仮設駐車場のみで対応し、付置義務駐車台数の確保及び来場者駐車場以外の駐車場・駐輪場については本館棟の整備に合わせて整備するとの理解で宜しいでしょうか。	仮設駐車場には、一般の附置義務駐車場を含んでいます。ただし、荷捌き・身障者用の附置義務駐車場は含んでいませんので、それは先に整備する必要があります。駐輪場についても同様です。
76	業務要求水準書	38	第3	1	(6)	ク(オ) 技能試験コース改修工事	来場者駐車場(300台程度)については、技能試験コース、待合棟・発着場の整備等終了までに整備とありますが、第二事業用地の工事期間中の来場者駐車場として、第一事業用地内に確保する必要台数の条件がある場合はご教示下さい。 (例:仮設駐車場の駐車台数〇〇〇台と来場者駐車場の駐車台数の合計300台程度など)	一般の附置義務駐車場は、現在、仮設駐車場として運用しておりますが、荷捌き駐車場及び身障者駐車場は仮設駐車場に含まれませんので、条例に則った台数を第一事業用地建設終了時までには整備してください。なお、新しく整備する来場者駐車場を技能試験コース、待合棟・発着場の整備等終了までに整備する場合は、整備完了までの間、現在運用している仮設駐車場に、新しく整備する施設に対する附置義務台数分を含むものとし、暫定的に県が運用することになります。
77	業務要求水準書	39	第3	1	(6)	ク 図2 コースローリング図	雨水貯留槽の設置について、ローリング計画や、勾配等に問題がなければ、図に記載されている位置を変更してもよろしいでしょうか。	ローリング計画、勾配、コース整備等に支障がなければ、多少の位置の変更は可能といたします。
78	業務要求水準書	41	第3	2	(2)	ア 業務期間(建設期間)	「具体的な建設期間については、事業者の提案に基づき」とありますが、全体建設期間が平成34年1月4日までに完了すれば良く、本館棟等、待合棟等、雨水貯留槽等の各建設期間の超過・短縮は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。例えば、本館棟等の引渡しは6ヶ月短縮できたが、待合棟等は安全面から、逆に2ヶ月工期を長く計画した結果、全体工期としては、4ヶ月短縮できるというような場合が考えられます。	本館棟等・待合棟等・雨水貯留槽等の施設ごとに設定した工期を満足してください。例えば、本館棟等の引渡しを6ヶ月短縮、待合棟等が8ヶ月延長、雨水貯留槽等が2ヶ月短縮とし、全体工期(平成34年1月4日)を満足したとしても、待合棟等の工期(平成33年1月31日)を超過しているため、要求水準未達となります。ご質問にある例示の場合は、施設ごとに設定した工期が満足しているため、問題ありません。
79	業務要求水準書	41	第3	3	(2)	ア 業務期間(建設期間)	本館棟については所有権移転完了後、1か月程度の業務開始準備期間を経て、業務開始とありますが、この1か月以内に引越しも完了し、所有権移転完了1か月後に第二事業用地の現施設の解体、二輪試験者通路の整備などの次工程に着手できるという理解でよろしいでしょうか。	引渡し後の1か月間は、引越し作業や、新規に整備した各種機器の使用法の習得や不具合の発見等に費やす期間でもあります。その間は、現施設で既存の機器を使用して通常の業務を遂行しています。したがって、解体工事は、使用していた機器や備品の撤収作業完了後となります。
80	業務要求水準書	41	第3	3	(2)	ア 業務期間(建設期間)	待合棟等については、所有権移転完了後、引越し・業務開始準備期間を別枠で見込む必要はなく、次工程(雨水貯留槽等)に着手できるという理解でよろしいでしょうか。	待合棟に設置する備品等も整備に入ることから、すべて整った段階で次工程に着手できるものとしますが、支障のない範囲内であれば着手可とします。
81	業務要求水準書	41	第3	3	(3)	ア(オ) 全体事項	関係諸官庁から条件を付された場合には、事業者の責任及び費用負担において履行することとありますが、明文化されていない条件については予測ができません。費用負担は別途協議とさせていただきますでしょうか。	原案のとおりとします。
82	業務要求水準書	43	第3	3	(3)	ア(ク)b 解体工事	解体する建物に付随する工作物のうち、本施設の整備に支障のないものについては、事業者の判断と責任において、撤去せずに残置することは可とありますが、解体時に発生したコンクリートガラを埋戻し等に利用することも可と考えてよろしいでしょうか。	将来的な利用も考慮し、解体時に発生したコンクリートガラの埋戻し等は不可とします。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
83	業務要求水準書	43	第3	3	(3)	ア (ク) b	解体工事	本施設の整備に支障のない解体する建物に付随する工作物を残置する際の判断として既存の工作物は設計図通りのものであるとの理解でよろしいでしょうか。	公表資料をご確認のうえ、必要に応じて、事業者の判断で追加調査を実施し、本施設整備への支障の有無を確認してください。
84	業務要求水準書	43	第3	3	(3)	ア (ク) b	解体工事	既存のアスベスト調査結果については、必要に応じて事業者の責において追加調査を実施することとなりますが、追加調査によって含有が認められた際の撤去処分費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	業務要求水準書	43	第3	3	(3)	ア (ク) b	解体工事	解体対象については事業者の判断と責任において、撤去せず残置することは可とするとあります。このうち擁壁については技術的担保が取れるのであれば再利用可能ともありましたが、既存擁壁の構造造計算書及び既存図面を御提示頂けないでしょうか。	既存擁壁の構造計算書及び既存図面についてはありません。
86	業務要求水準書	43	第3	3	(3)	ア (ク) b	解体工事	既存建物の杭は残置してよいとのことですが、資料12に記載の内容以外にも、全ての既存建物について、杭の位置、仕様をご教示ください。	資料12「解体対象施設（詳細図）」のほか、平成26年7月29日の入札公告時において、希望者に資料配布した図面集以外の資料はありません。
87	業務要求水準書	43	第3	3	(3)	ア (ク) c	四輪技能試験コースの整備	四輪技能試験コースにおける既設埋設物に係る配線図又は配置図はないため、既設の電気、通信、排水等の地下埋設物を事前に現地調査し、破損しないよう施工することとなりますが、調査により必要と判断された盛り替え等の費用は別途精算と考えてよろしいでしょうか。	平成26年7月29日の入札公告時において、希望者に資料配布した「解体施設図面（詳細図）」中の、第二事業用地図面「運転免許試験場コース整備工事（その2）竣工図」の「M-03既設樹・閉塞平面図」に示されたもの以外の埋設物等が事前現地調査で確認された場合、別途協議します。
88	業務要求水準書	43	第3	3	(3)	ア (ク) d	造成工事	発生残土の処分について、造成工事実施時に受入先が未確定である場合は、平成26年度の入受先での単価をベースとし別途精算という考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	業務要求水準書	44	第3	3	(3)	ア (ク) e	備品整備業務	「現施設で使用している備品の再利用も含め、必要となる備品の調達・設置を行う」とありますが、既存備品が劣化等で再利用・設置が困難な場合は、県が必要な備品を新規に調達・設置する事でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
90	業務要求水準書	44	第3	3	(3)	ア (ク) e	備品整備業務	資料29-1「調達備品リスト」には4F庶務スペースの職員用の机・椅子等が含まれていませんが、既存備品移設設置において配置図が必要になりますが、各セクションの人数及び組織表を事前にお示しできるのでしょうか。	事業者が決定した後に示します。
91	業務要求水準書	44	第3	3	(3)	ア (ク) e	備品整備業務	附帯事業において使用する備品については、事業者負担で整備すると思いますが、備品はリース対応可能でしょうか。	可能とします。
92	業務要求水準書	44	第3	3	(3)	ア (ク) e	附帯事業の負担範囲	飲食喫茶施設の厨房・事務所等バックヤード及び客席部分、並びに売店店舗内における空調照明設備の整備に関しては、通常のテナント物件並みの範囲までは建設業務範囲内での整備（いわゆる甲工事）と捉えてよろしいでしょうか。 また、それら設備の維持管理運営期間における修繕更新費用も甲工事としてサービス購入料に含まれる（つまり貸主負担）ものと考えてよろしいでしょうか。	躯体・外装（サッシ、ドア等は除く）及びインフラの一次供給（電気工事は一次盤まで）についてはサービス購入料に含まれますが、それ以外の施設整備費・維持管理費については含まれません。
93	業務要求水準書	44	第3	3	(3)	ア (ク) f	引越し支援業務	「運搬物を梱包する段ボール箱の調達を行う」とありますが、大きさ及び数量をお示しください。	大きさについては、文書保存箱程度で、400×330×300程度とします。数量については、1,200箱程度とします。
94	業務要求水準書	44	第3	3	(3)	ア (ク) f	引越し支援業務	「引越し物品」で劣化等により運搬時及び設置時において、破損もしくは不良として使用不可となった場合の責任は事業者ではないと理解してよいですか。	明らかに事業者の管理の不備により破損等をした場合は、事業者の責任とします。
95	業務要求水準書	44	第3	3	(3)	ア (ク) f	引越し支援業務	「県が廃棄する備品等については、現施設、交通安全センター、交通反則通告センター及び放置違反金センターの敷地内に県が指定する場所にかかるとまとめること。」とありますが、移動場所ならびに数量リストをご提示願います。	それぞれの施設の敷地内（部屋等）にまとめて置くこととなります。数量リストは現在ありません。
96	業務要求水準書	48	第3	3	(3)	ウ (ウ)	工事中の安全確保	「工事期間中には適正な人数の交通整理員をゲート付近及び交差点に配置し」とありますが、標記の交差点とは具体的にどの場所かご指示願います。	事業者側において、工事期間中に歩行者や工事車両等に支障が発生するとされる交差点に配置願います。
97	業務要求水準書	51	第4	6	(1)	ア	建物等	「技能試験コースを除く」とありますが、信号機・道路標識・課題障害物・電気配線設備などは、維持管理業務の対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	業務要求水準書	51	第4	6	(1)	ア	建物等	「技能試験コースを除く」とありますが、試験車両等の出入口として、試験場通りに面して、第二事業用地に整備する門扉（リモコンにて開閉）は、維持管理業務の対象でしょうか。	ご理解のとおりです。
99	業務要求水準書	52	第4	6	(2)	ア	中央監視業務	監視業務のため、開庁時間帯においては、常に保安室に1名を勤務させるという認識でよろしいでしょうか。また、この者が休憩に入る場合などにおいては、他の者を配置させる必要がありますか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、他の者の配置は不要です。
100	業務要求水準書	52	第4	6	(2)	ア	中央監視業務	「事業者は、保安室に保安員が不在の場合には、職員等が来場した際の受付業務を行うこと」とありますが、監視業務を行っている者が受付業務を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
101	業務要求水準書	52	第4	6	(2)	ア	中央監視業務	「勤務員(事業者)は、モニター監視による異常等の早期発見に努めるとともに、対象設備・機器等に異常を感知した場合には、直ちに現場に急行し確認のうえ、連絡等適切な処置をとること。」また「なお、閉庁時間帯及び閉庁日については、県の保安員が対応するため、事業者による現地への急行や連絡等の措置は不要である。」とありますが、つまり、閉庁している時間帯は事業者の設備員(勤務員)を配置し、閉庁時間帯及び閉庁日は事業者の設備員を配置しなくてもよいと県は想定している、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	業務要求水準書	52	第4	6	(2)	ア	中央監視業務	「保安室に保安員が不在の場合には、職員等が来場した場合の受付業務を行うこと。」とありますが、閉庁時間内における受付対応という理解でよろしいでしょうか。または閉庁時間外及び閉庁日に県保安員不在時の代務要員を事業者側にて配置するというのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、代務要員の配置は必要ありません。
103	業務要求水準書	52	第4	6	(2)	ア	中央監視業務	「保安室に保安員が不在の場合には、職員等が来場した場合の受付業務を行うこと。」とありますが、保安員の在・不在の確認方法について、貴県のお考えをお示し下さい。	基本的には保安室に詰めることとなりますが、庁舎警戒や事務連絡等において保安室を離れている最中における連絡体制は、マニュアル等を作成の上対応することとします。
104	業務要求水準書	53	第4	6	(2)	オ	修繕業務(情報機器廃棄)	機器更新時にパソコン等情報機器を廃棄する場合、データ削除については、PFI事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	業務要求水準書	53	第4	6	(2)	カ	省エネルギーに係る分析・評価・助言	BEMS等の管理手法(システム)は導入されているのでしょうか。	現在は導入していません。
106	業務要求水準書	55	第4	7	(1)	イ	建築設備	「全ての設備」を対象とするとありますが、P51の用語の定義では建築設備(電気又は機械設備について機器・配線の全面的更新とあります。定義の再確認をさせて頂きたくお願いいたします。	建築設備の大規模修繕については、整備する全ての設備のうち、「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の(事務所_15,000形_Case3)を参考とし、対象となる電気又は機械設備の機器・配線の全面的更新を実施してください。
107	業務要求水準書	55	第4	7	(2)		業務の範囲	Case3を参考のこととありますので「すべき」で想定しますが、データベース表において計画更新年数20年であって「すべき」に○が付いていない対象については大規模修繕対象から除外されるという解釈でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
108	業務要求水準書	55	第4	7	(2)		業務の範囲	計画修繕年数経過時に実施とありますが、計画修繕年数前後複数年(2~4年)に分割してよろしいでしょうか	大規模修繕の範囲については、「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の(事務所_15,000形_Case3)を参考とすることとありますが、大規模修繕の実施可能日・時間や施設規模等を勘案し、実施年度を複数年に分割することも認めます。入札説明書に関する質問回答書No. 23についても参照ください。
109	業務要求水準書	55	第4	7	(2)		業務の範囲	20年のものについては事業最終年度に実施とありますが、前倒して2~3年に分割してよろしいでしょうか	入札説明書等に関する質問回答書No. 108を参照ください。
110	業務要求水準書	55	第4	7	(2)		業務の範囲	参考すべき図書に「学科試験合格発表システム」は記載ありません。「映像・音響」に準ずると見做し、計画更新年数20年と解釈してよろしいでしょうか	学科試験・合格発表システム、講習システムは、「資料29-1」の調達備品リストの点検保守・更新修繕対象としておりますので、事業期間中常に良好な状態で使用できるようにしてください。
111	業務要求水準書	55	第4	7	(2)		業務の範囲	参考すべき図書に「窓口表示システム」は記載ありません。「映像・音響」に準ずると見做し、計画更新年数20年と解釈してよろしいでしょうか	良好な状態で使用できるように計画更新してください。
112	業務要求水準書	55	第4	7	(2)		業務の範囲	参考すべき図書に「案内表示システム」は記載ありません。「映像・音響」に準ずると見做し、計画更新年数20年と解釈してよろしいでしょうか	業務要求水準書に関する質問回答書No. 111を参照ください。
113	業務要求水準書	55	第4	7	(2)		業務の範囲	参考すべき図書に「有料駐車場システム」は記載ありません。「防犯・入退室管理(入退室)」に準ずると見做し、計画更新年数20年と解釈してよろしいでしょうか	業務要求水準書に関する質問回答書No. 111を参照ください。
114	業務要求水準書	55	第4	7	(2)		業務の範囲	建築物のライフサイクルコスト(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の計画更新年数経過時に大規模修繕を実施すること(事務所_15,000形_Case3を参考のこと)とありますが、これは、同冊子第4章精算用データベースの「時間計画保全とすべき」欄に指定された項目のみ当該計画更新年数を経過したときに当該項目の大規模修繕を必ず実施するとの意味でしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
115	業務要求水準書	55	第4	8	(2)	イ	剪定業務	敷地内の植栽について現状はどれくらいの本数の植栽がありますでしょうか。	現在、クチナン等の低木4,470㎡、ヒマラヤスギ等の中高木709本の樹木について維持管理を行っています。
116	業務要求水準書	56	第4	8	(2)	ク	修繕業務	事業期間内において、寿命等で枯れてしまった樹木などについては、事業者の負担にて、再度、整備する必要がありますか。	必要ありません。
117	業務要求水準書	57	第4	9	(3)		環境衛生管理業務	施設の消臭作業とは消毒作業と同じと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
118	業務要求水準書	57	第4	10	(1)	表12	表内に「親子ルーム」の記載がございませんが誤りでしょうか。	各講習室等、多目的室の中に設置されることから、日常清掃・定期清掃に親子ルームも含まれます。	
119	業務要求水準書	59	第4	12	(2)	ア	一般備品管理	一般備品管理の対象機器は、資料29-1「調達備品リスト」全てが点検・保守対象で、そのうち「●」が付いたものについては、修繕・更新等が必要という認識でよろしいでしょうか。	点検・保守の対象は、資料29-1のリストの点検・保守欄にて「●」で示しているものです。修繕・更新の対象は、資料29-1のリストの修繕・更新欄にて「●」で示しているものです。
120	業務要求水準書	59	第4	12	(2)	ア	保守管理業務	すべての備品について点検・保守を行うと記載がありますが資料29-1のリストでは点検・保守の欄に●がついていない物品が多数あります。どのように考えればよろしいでしょうか。	点検・保守の対象は、資料29-1のリストの点検・保守欄にて「●」で示しているものです。
121	業務要求水準書	59	第4	12	(2)	ア	一般備品管理業務	資料29-1「調達備品リスト」に示したすべての備品について点検・保守を行うとありますが、●以外は修繕・更新等の対象ではないとの事ですが、不具合を発見した場合はその旨を県に報告すればよいと理解してよいですか。	ご理解のとおりです。
122	業務要求水準書	59	第4	12	(2)	ア	保守管理業務の対象となる一般備品の範囲	保守管理業務の対象となる一般備品は、資料29-1「調達備品リスト」に記載の全ての備品ではなく、同リストの点検保守欄に●が記載の品目のみであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	業務要求水準書	59	第4	12	(2)	ウ	一般備品管理業務	「什器備品財産管理台帳の作成・更新等を行う」とありますが、台帳フォーマットは事業者側の提案でよいですか。また台帳更新(台帳管理の棚卸作業)も事業者側の提案でよいですか。	ご理解のとおりです。
124	業務要求水準書	60	第5	1	(3)		業務要求水準	総合案内業務に必要な人員の他業務との兼務が認められておませんが、繁忙期にのみ2名の増員という対応はあまり現実的ではないことから、4名の総合案内業務に係る人員を基に、閑散期にはうち2名を他業務に当らせるなど柔軟な人員配置をお認め頂けませんかでしょうか。	他の業務と兼務は認めないとは、通常時は2名、繁忙期は4名の人員については、総合案内業務に専従するという考えです。それ以上の人員を配置する場合には、業務に支障のない範囲での兼務は認めます。
125	業務要求水準書	60	第5	1	(3)	表13	総合案内業務の内容	申請書配布業務の概要に、申請書の配布及び発行支援とありますが、発行支援業務とは具体的にはどのような業務なのでしょう。	来場者の申請書の作成に伴う支援(簡単な説明や行列の誘導等)を想定しています。
126	業務要求水準書	60	第5	1	(5)		光熱水費の負担	総合案内に係る光熱水費で、貴県負担とならないケースとして、どのような場合があるのかお示し下さい。	総合案内の仕様書以外の業務として使用する場合には、別途光熱水費を負担していただく場合があります。
127	業務要求水準書	61	第6	4			貸付料の徴収	現在の各附帯事業の貸付料をお教え下さい。	現在は、行政財産の目的外使用許可で使用料を徴収しているため、参考とならないため、別添資料3-2様式集(提案審査関係)貸付料目算表を活用して目安として下さい。
128	業務要求水準書	61	第6	4			貸付料の徴収	「任意提案業務については、施設利用者等の利便性、公共性が高いと認められれば、無償又は減免の措置を講じる」とありますが、事業性の可否を判断するに当たり、提案前の段階で探査を貴県に照会することは可能でしょうか。	10/30に実施予定である「入札公告に関する事業者ヒアリング」において、県の考えをお伝えすることは可能です。上記事業者ヒアリングで任意提案業務の貸付料の考え方について確認したい場合は、入札説明書付属資料3の様式を用い、以下の内容について分かりやすく記載し、事前に提出してください。 ・実施者 ・対象者 ・料金体系 ・実施内容 ・営業時間 ・留意事項 等  なお、当然のことながら、本任意提案業務については、選定事業の用に供することを前提条件としているため、本事業と無関係な単なる民間事業は採用不可となる場合があります。また、事業者ヒアリングの内容は、事業提案審査に影響を与えるものではありません。
129	業務要求水準書	61	第6	4			貸付料の徴収	「任意提案業務については、施設利用者等の利便性、公益性が高いと認められれば、無償又は減免の措置を講じる」とありますが、ご提案段階でお示しいただけない場合、無償・減免に該当するか判断できません。無償・減免条件付きのご提案は可能との理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書に関する質問回答No.128のとおりですが、事業者ヒアリングで確認できなかった任意提案業務については、条件付きの提案も可とします。
130	業務要求水準書	61	第6	5			水熱光費の負担	現在の各附帯事業の水熱光費をお教え下さい。	平成25年度の年間使用料として、厨房で約2,200千円、売店で約145千円、写真撮影機で約75千円、自動販売機で約495千円となっております。
131	業務要求水準書	62	第6	6	(1)		飲食喫茶施設の運営業務	現在のメニュー及びメニュー毎の売上をお教え下さい。	現在のメニューの主なもの、ラーメン、カレーライス、うどん、そばです。売上については、平成25年11月23日に開催した現地説明会にて配布した資料がございます。必要があれば、運転免許試験場にて資料を提供いたしますので、ご連絡ください。
132	業務要求水準書	62	第6	6	(1)		飲食喫茶施設の運営業務	職員の利用時間、喫食率をお教え下さい。	現在の利用時間については、一般来場者と同じです。喫食率については、統計を取っておりません。
133	業務要求水準書	62	第6	6	(1)		飲食喫茶施設の運営業務	職員と一般利用者の価格差は御座いますか？	同じ価格です。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
134	業務要求水準書	62	第6	6	(1)	飲食喫茶施設の運営業務	一般(外部)の利用は可能ですか?	公共施設であるため、開庁時間であれば、どなたでもご利用になれます。
135	業務要求水準書	62	第6	6	(1)	飲食喫茶施設の運営業務	食堂エリア外への看板・のぼり等のPRはどこまで可能でしょうか。	別途、県との協議によります。ただし、エリア外の看板等の設置に伴う貸付料は別途発生します。
136	業務要求水準書	62	第6	6	(1)	飲食喫茶施設の運営業務	鼠虫駆除等については法定の1回以上/半年より多く義務付けられていますが、厨房の構造、利用状況に応じた変更は可能でしょうか。	法令等を遵守した上で、提案によるものとします。
137	業務要求水準書	62	第6	6	(1)	飲食喫茶施設の運営業務	現施設における開庁日のイベント・研修会の実施頻度をご教示願います。	現在、昇任試験や協議会、交通安全イベント等に使用しており、年間約7日程度使用しております。
138	業務要求水準書	62	第6	6	(2)	売店の運営業務	現在、割引販売等は実施しておりますか?	通常のコンビニ等の販売価格と同じです。
139	業務要求水準書	62	第6	6	(3)	売店の運営業務	売店取扱い品目に於いて、職員様向けに非一般商品の取り扱いがございますでしょうか。	非一般商品の取り扱いはありません。
140	業務要求水準書	63	第6	6	(3)	自動販売機による飲食物の販売	現在の設置台数をお教え下さい。	飲料物の販売機を12台設置しております。
141	業務要求水準書	63	第6	6	(3)	自動販売機による飲食物の販売	過去3年の各自販機毎の売上をお教え下さい。	平成25年11月23日に開催した現地説明会にて配布した資料がございます。必要があれば、運転免許試験場にて資料を提供いたしますので、ご連絡ください。
142	業務要求水準書	63	第6	6	(3)	自動販売機による飲食物の販売業務	自動販売機について、本PFI事業以外で、同じ構内に設置されることはありませんでしょうか。	想定しておりません。
143	業務要求水準書	63	第6	6	(4)	無人写真撮影機による販売	現在の設置台数をお教え下さい。	現在、2台設置しております。
144	業務要求水準書	63	第6	6	(4)	無人写真撮影機による販売	過去3年の各撮影機毎の売上をお教え下さい。	平成25年11月23日に開催した現地説明会にて配布した資料がございます。必要があれば、運転免許試験場にて資料を提供いたしますので、ご連絡ください。
145	業務要求水準書別添資料2 現況図					オイルタンク	既存のオイルタンクを活用するとありますが、その位置は資料2機械棟西側に記載されているものが既存オイルタンクとの理解で宜しいでしょうか。そうでない場合は既存オイルタンクの位置を御提示頂けますでしょうか。	第二事業用地内の既存の給油所(1号館南側)を指します。
146	業務要求水準書別添資料3 インフラ状況図					給水引込	第一事業用地の既設給水管引込の記載がありませんが、無しという理解でよろしいでしょうか。既設給水引込がある場合、管径と位置をご教示いただけませんか。	第一事業用地の既設給水管引込の位置等については、関係機関に直接お問い合わせください。
147	業務要求水準書別添資料3 インフラ状況図					ガス引込	第一事業用地および第二事業用地の既設ガス管引込の記載がありませんが、無しという理解でよろしいでしょうか。既設ガス引込がある場合、管径と位置をご教示いただけませんか。	第一事業用地の既設ガス管引込の位置等については、関係機関に直接お問い合わせください。
148	業務要求水準書別添資料10 必要諸室及び仕様リスト					飲食喫茶施設	質問回答(6/6公表)において、来場者が無料で利用できる飲食・喫茶スペースは、貸付料が発生しないとの回答があり、テーブル・椅子は事業費に含まれることになっておりますが、このスペースの内装工事、設備(空調、衛生)も事業費に含まれ、光熱水費は県が負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	業務要求水準書別添資料10 必要諸室及び仕様リスト					附帯事業関連諸室	飲食喫茶施設・厨房・売店等附帯事業の内装工事は事業費に含まれないと前回の質問回答(6/6公表)にありますが、附帯事業者が内装工事、設備工事の費用を見積るために重要になりますので、より具体的な工事区分をご教示いただけませんか。	躯体・外装(サッシ、ドア等は除く)及びインフラの一次供給(電気工事は一次盤まで)については事業費に含まれますが、それ以外の内装工事・設備工事については含まれません。
150	業務要求水準書別添資料10 必要諸室及び仕様リスト					カーテン/ブラインド	カーテン/ブラインドの欄に○の記載がある室については窓を設けることが必要と言うことでしょうか。若しくは窓を設ける場合はカーテン/ブラインドを設ける必要があるということでしょうか。	室に窓を設ける場合には、カーテン/ブラインドを設けてください。
151	業務要求水準書別添資料10 必要諸室及び仕様リスト					必要諸室及び仕様リスト	各室の床荷重条件は設定されておませんが、事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	業務要求水準書別添資料10 必要諸室及び仕様リスト	2				シミュレータ室1,2 他	シミュレータ機等、OA機器以外の特別な機器で、LANに接続する機器はありますか。LANに接続する特別な機器がある場合、LAN工事(配線と機器)は、PFI事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	業務要求水準書別添資料10 必要諸室及び仕様リスト	2				シミュレータ室1,2 他	シミュレータ機等、OA機器以外の特別な機器のLAN工事がPFI事業範囲内である場合、LAN工事に必要な特別な機器の種類、当該機器が入る部屋名、部屋ごとの想定必要配線数をご教示いただけませんか。	業務要求水準書に関する質問回答書No. 152を参照ください。
154	業務要求水準書別添資料10 必要諸室及び仕様リスト	5				各種申請受付窓口	「各窓口には、その種別を表示するモニターシステム」とありますが、モニターシステムとは窓口表示システム(資料2.2)を指しているのかご教示いただけませんか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
155	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	5				免許証交付室	2階免許証交付室について「待合ホールに対する放送装置を整備する」とありますが、待合ホールとはどの待合ホールを指すのか御提示頂けますでしょうか。若しくは必要諸室及び仕様リストにはありませんが、「交付待合ホール」を設ける必要があるのでしょうか。	資料16-2の本館棟2階、免許関係申請待合ホールに隣接した場所に設置することとします。
156	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	5				免許証交付室 特別処理取扱窓 口	2階免許証交付室及び特別処理取扱窓口はどちらにも「再交付の免許証交付場所として使用する」との記載がありますが、使われ方の差異等をご教示頂けますでしょうか。	免許更新等において、講習を受講する必要があるかどうかで、交付場所が違うものとしております。
157	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	9				適性試験室	3階適性試験室の各ブース上部には、その種別を表示することですが、適正試験室は、深視力の検査の有無によって種別が表示されるという理解でよろしいでしょうか？ 例えば、以下の区別でしょうか？ 『大型・二種・牽引・中型限定なし』と表示されたブースでは、視力検査及び深視力検査が行われる。 『普通・原付』と表示されたブースでは、視力検査のみが行われる。	学科試験の有無や手続きの内容によって窓口を区分します。表示させる項目は、アルファベットと学科試験、失効、適性検査、学科技能免除、原付等です。
158	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	9				適性試験室	質問10に付随して、30mの待ち行列が発生するのは、普通・原付のブースとのことですが、30mの待ち行列が発生する場合に使用すると想定される普通・原付用のブースの数をご教示ください。	繁忙期は、普通学科の適性試験は3窓口、原付は1窓口です。更に列が伸びる場合は、他の窓口を変更して対応します。
159	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	9				証紙販売室	3階証紙販売室について「学科試験待合ホール記載台付近」との記載がありますが、必要諸室に学科試験待合ホールがございません。適性試験待合ホールとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	12				セキュリティルーム	「警報装置を有すること」とありますが、セキュリティルーム内で不正侵入等の異常が発生した場合に、最寄の事務室に発報されるという認識でよろしいでしょうか。もし異なる場合は想定する異常の内容や異常検知場所、発報先をご教示いただけないでしょうか。	異常発生時の発報先は、最寄り事務室と保安室とします。
161	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	13				自家発電機室	自家発電設備の設置場所が屋内設置とありますが、事業者提案としてよろしいでしょうか。	原則として屋内とします。
162	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	13				太陽光発電機室	太陽光発電設備のパワーコンディショナー等の設置場所が屋内設置とありますが、事業者提案としてよろしいでしょうか。	原則として屋内とします。
163	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	14				中央監視設備	車両整備庫の換気方式は第3種と記載がありますが、換気ファンの発停は現地手元リモコン等とし、中央監視設備への連動は不要としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	14				中央監視設備	試験車庫の換気方式は第1種と記載がありますが、換気ファンの発停は現地手元リモコン等とし、中央監視設備への連動は不要としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	業務要求水準書 別添資料10 必要諸室及び仕様 リスト	14	コース			車両整備庫	車両整備庫の床にはピットを設け整備用のリフター等を設置する必要は無いと理解してよろしいでしょうか。	ピット及びリフターについては不要とします。
166	業務要求水準書 別添資料11 コースローリング計 画図					各段階での試験車 両駐車台数	「1 仮設待合棟・仮発着場整備 ※既存運転免許試験場運用中」から「8 四輪技能試験コース完成図」までの8ステップ各々の要求試験車両駐車台数は、大型試験車両15台+普通試験車両38台の合計53台と見做しますが、資料17「保有車両一覧 第二事業用地」では車両の合計は43台となっております。これより、試験車両駐車台数は43台とすることも可能と考えてよろしいでしょうか。	図中の車両枠は、試験車両の保管場所の他に技能試験中に移動した試験車両や講習車両の一時的な駐車場所を示していますので、保有車両台数とは異なっています。 また、第二事業用地の各工事段階での必要駐車スペースは以下のとおりとし、整備位置は別添資料11に示した位置としてください。 ・第1～第7ステップ：普通試験車両38台（試験車庫含む）、大型試験車両15台 ・第8ステップ（完成）：普通試験車両38台（試験車庫含む）、大型試験車両15台、附置義務駐車場
167	業務要求水準書 別添資料15 新運転免許試験場 における業務の種 類、使用諸室及び 流れ					業務流れ図③	「申請書配布・申請書への免許書コピー」の業務は、総合案内で行うとの理解で宜しいでしょうか。	業務要求水準書第5「運営支援業務要求水準」の表13に記載の業務といたします。
168	業務要求水準書 別添資料19 学科試験・合格発 表システム、講習シ ステム仕様書	1	1	(7)		学科試験・合格発 表システム	「手書きホワイトボード表示」について、想定されている利用方法・利用場面を、可能な限り詳しくご教示いただけないでしょうか。 例えば、配信用PCから表示されるPowerPoint等のコンテンツに、電子ペン等で手書きで書き込むような使い方を想定されていますか。	各更新時講習、学科試験等で特に重要な部分について、講師が直接電子ペン等で、書き加えられるようなことを想定しています。
169	業務要求水準書 別添資料19 学科試験・合格発 表システム、講習シ ステム仕様書	1	1	(8)		学科試験・合格発 表システム	学科試験合格データの出力項目について、具体的にご教示いただけないでしょうか。	データの出力は、テキストファイル形式を想定しております。

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
170	業務要求水準書別添資料19 学科試験・合格発表システム、講習システム仕様書	1	1	(11)		学科試験・合格発表システム	各学科試験室・多目的室のネットワークカメラ映像の録画や保存に関する仕様をご教示いただけないでしょうか。	画素数は受験者等の個人が特定され、コマ数は細かい動作が分かる程度とします。保存期間は、一週間程度とします。
171	業務要求水準書別添資料20 監視カメラ設備工事特記仕様書	1	1	(2)		監視カメラ仕様	資料20に示されているカメラの有効画素数、最低照度の仕様は、該当する機器のメーカーが限定されていません。「人物が特定しやすい」という条件を満たせば、仕様の数値から多少増減があっても許容いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	資料20に記載の数値以上とします。
172	業務要求水準書別添資料20 監視カメラ設備工事特記仕様書	1	1	(6)		監視カメラ仕様	「24時間連続録画を行えること」とありますが、動体検知機能付き監視カメラを採用し、動きがあった時だけ録画することで、ハードディスク容量を削減してもよろしいでしょうか。	24時間連続録画を基本としますが、動体検知機能付き監視カメラを設置する場合には、発報前後録画できる仕様とします。
173	業務要求水準書別添資料20 監視カメラ設備工事特記仕様書	2				外部カメラ	表に記載のカメラは、資料26「来場者駐車場有料化設備仕様書」で設置する監視カメラを含まず、また別系統との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	業務要求水準書別添資料20 監視カメラ設備工事特記仕様書	2	第4			監視カメラ仕様	「防犯カメラ設置一覧表」は最低限必要なカメラの設置場所と台数である、という認識でセキュリティを確保することを優先し、カメラが20台を上回ることもありうるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	業務要求水準書別添資料21 セキュリティの考え方	1				(f)q.防犯・入退室管理設備	クラス1レベルの諸室の出入り口については、複数の諸室に対し1つ前室を設け、前室の出入り口のみカードリーダーを設置する方式を採用してもよろしいでしょうか。	不可とします。
176	業務要求水準書別添資料22 窓口表示システム仕様書	1	1	(1)		窓口表示システム	免許更新・技能試験等受付窓口を設置するディスプレイについては、サイズ(55インチ以上)と窓口上部設置及びマルチディスプレイという条件を満たせば、受付窓口とディスプレイは1対1でなくてもよろしいでしょうか。 ※55インチ以上のディスプレイを、マルチディスプレイとして受付窓口数分連結すると、「資料16-3諸室レイアウト」に示された「各種申請窓口」幅を超える可能性があります。	ディスプレイについては、窓口上部の有効面積に横置き又は縦置きのマルチディスプレイを設置し、各窓口の上部位置に案内表示ができる仕組みを満たせば、必ずしも1対1でなくても構わないものとします。なお、案内表示コンテンツの表示切り替え等が容易なものとします。
177	業務要求水準書別添資料22 窓口表示システム仕様書	1	1	(1)		窓口表示システム	免許更新等各種受付窓口及び学科試験受付窓口、技能試験受付窓口の上部に設置するとあり、必要諸室及び仕様リストの5ページ各種申請受付窓口の特記事項に各窓口には、その種別を表示するモニターシステムを設置するところがあるが、このモニターシステムは窓口表示システムのことですか。 また必要諸室及び仕様リストの8ページ技能試験受付の特記事項には、窓口上部にモニターを設置するとあるが、それは窓口全体で1か所設置すればよく、各窓口上部ごとに設置する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、各試験業務が異なるため、ディスプレイについては、窓口上部の有効面積に横置き又は縦置きのマルチディスプレイを設置し、各窓口の上部位置に案内表示ができる仕組みを満たせば、必ずしも1対1でなくても構わないものとします。なお、案内表示コンテンツの表示切り替え等が容易なものとします。
178	業務要求水準書別添資料25 囲障設置位置図					囲障設置位置	敷地から除外された箇所(敷地西側の整圧器室)の囲障設置について、資料25に示すように本事業で設置を行うとの理解で宜しいでしょうか。	敷地西側の整圧器室を除いた部分に設置するものとします。
179	業務要求水準書別添資料26 来場者駐車場有料化設備仕様書	1				仕様	インターホンは保安室に繋がればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	業務要求水準書別添資料26 来場者駐車場有料化設備仕様書					仕様	駐車場有料化設備には監視盤、管理用PCが付帯されます。それらの設置場所は保安室との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	業務要求水準書別添資料29-1 調達備品リスト					調達備品リスト	品名が同じでも点検・保守の欄に●がついている物品とついていない物品がありますが、配置する部屋によって扱いが異なるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	業務要求水準書別添資料31 神奈川県警察運転免許試験場駐車場管理業務仕様書	2	第4	(2)		使用料徴収	閉庁日については翌営業日でも可とさせていただきますが、閉庁日に駐車場を利用する可能性があるということでしょうか。	第7(1)に記載の県が指定した利用日以外(閉庁日)について使用する場合がありますため、翌営業日(閉庁日)でも可能です。なお、管理員については配置は不要です。
183	業務要求水準書別添資料31 神奈川県警察運転免許試験場駐車場管理業務仕様書	2	第4	(2)		使用料徴収	引き渡しは原則として当日とありますが、当日何時頃まで受け取りいただけますでしょうか。	業務時間終了後に徴収できたものについて速やかに県へ引き渡してください。
184	業務要求水準書別添資料31 神奈川県警察運転免許試験場駐車場管理業務仕様書	2	第5	(1)		業務体制及び業務日時	4名を配置することになっていますが、いずれかの者が休憩に入る際には、代わりの者を配置するという認識でよろしいでしょうか。 また、1名は有資格者となっていますが、この者が休憩に入る際には、同様に有資格者を代わりに配置する必要がありますか	車両の出入りが集中する時間帯については、4名を配置し、その他の時間については、勤務表に従って交代で休憩を取り、3名での配置でかまいません。後段については、業務日に1名配置していれば、休憩時に代わりに配置する必要はありません。
185	業務要求水準書別添資料31 駐車場管理業務仕様書	2	第5	(5)		業務体制及び業務日時	業務時間は、日曜日及び特定日を除き午前7時30分から午後5時までのことですが、駐車場開門時間(午前6時30分)から午前7時30分まで、および午後5時から駐車場閉門時間(午後6時)までの駐車場管理業務は、本PFI事業に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
186	業務要求水準書 別添資料31 駐車場管理業務仕 様書	2	第5	(5)		業務体制及び業 務日時	業務時間が午前7時30分から午後5時までの場合、午後6時まで開いている駐車場の1日の徴収金額の集計・県への引き渡しは業務時間外となります。したがって、原則当日となっている集計・引き渡しは、翌日以降にならざるをえないと思料しますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	午後5時までの時点で徴収金の集計を行い、県へ引き渡しをするものとします。したがって、午後5時以降のものについては、翌日以降に引き渡してください。
187	業務要求水準書 別添資料32 総合案内業務委託 仕様書	1	第6	1,3,6		その他	ここに記載の「業務管理者」とは、免許課長を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。